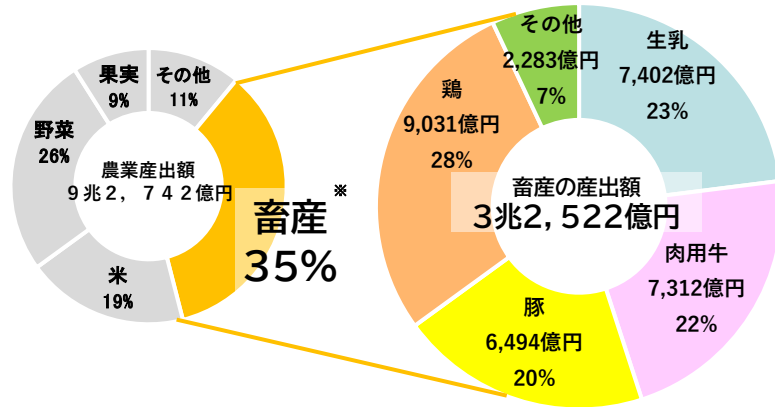


現行酪肉近策定時からの情勢の変化と 対応状況について

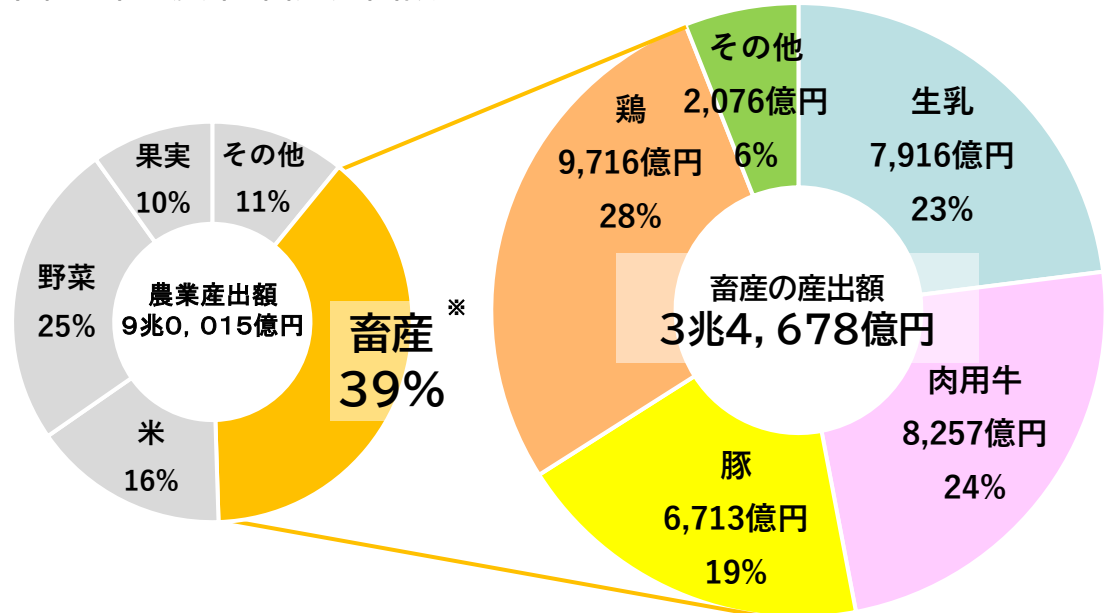
総論①(畜産の産出額)

- 令和4年の農業産出額は9兆0,015億円。うち畜産は3兆4,678億円となっており、産出額の約39%を占める。
(生乳:23%、肉用牛:24%、豚:19%、鶏:28%)
- 5年前(平成29年)と比べ、額で2,156億円、農業生産額に占めるシェアで4ポイント増加※

平成29年の農業・畜産産出額



令和4年の農業・畜産産出額



◎平成29年から令和4年の5年間で
畜産の産出額は107%に増加

資料:農林水産省「令和4年農業総産出額(全国)」

※四捨五入の関係で、グラフと説明の記載は一致しない場合がある。

総論②(現行酪肉近策定時からの情勢の変化)

現行酪肉近策定時(令和2年3月)の情勢

- 畜産物の需要は堅調に推移し、国内の乳製品や牛肉需要も拡大。国際的にも新たな市場開拓や輸出拡大に挑める環境が整いつつある状況。
- 高齢化や後継者不足等により離農が進む一方、着実に規模拡大が進むとともに、乳用牛・肉用繁殖雌牛の頭数も増加に転じ、生産基盤の縮小に歯止めがかかりつつあるが、国内の需要増に対応できない状況。



需要に応える供給を実現するためには、意欲ある経営が生産性向上や規模拡大を進め、供給量を増やしていく必要



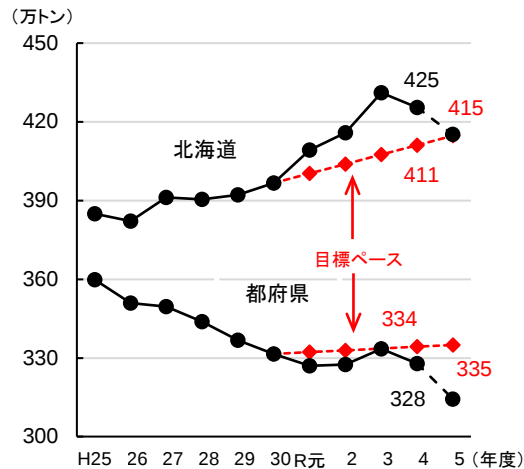
その後の主な情勢の変化

- **新型コロナウイルス感染症の流行**
⇒生産拡大を進める中で消費が落ち込むことにより、生乳や牛肉の需給が緩和(特に脱脂粉乳の過剰在庫の発生)
- **ウクライナ情勢や円安の進行等による資材・エネルギー価格の高騰**
⇒酪農・畜産経営における配合飼料を始めとした生産コストの上昇、国産飼料確保の重要性の高まり
- **温室効果ガス削減などの環境負荷低減に対する世界的な関心の高まり**
⇒みどりの食料システム戦略の策定や、環境や持続性に配慮した畜産物生産の必要性

生乳の生産・需給関係①

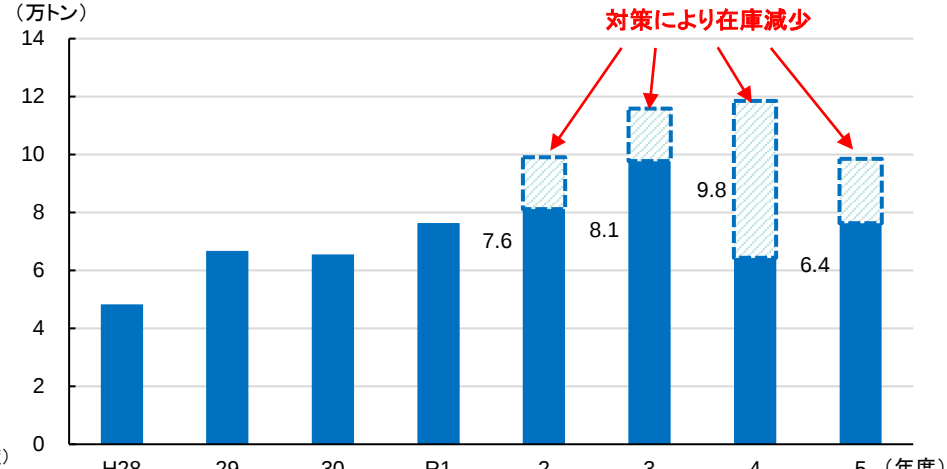
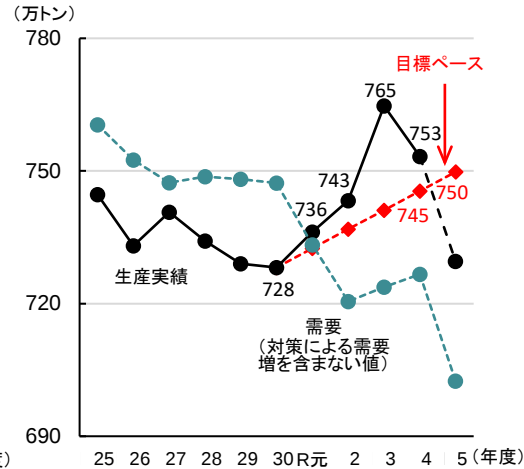
- 生乳生産量については、**北海道での増産が堅調に推移**。
- 一方、**ヨーグルト需要の低迷**や**新型コロナウイルス感染症の影響**等により**特に脱脂粉乳の需要が低迷**し、**過剰在庫が発生**。これに対して、生産者団体は、**生産抑制を実施するとともに、乳業者と協調した脱脂粉乳の在庫削減対策を実施**。

地域別生乳生産量の推移(実績)



資料:牛乳乳製品統計、Jミルク「生乳及び牛乳乳製品の需給見通し」

生乳生産量及び需要量の推移



資料:牛乳乳製品統計

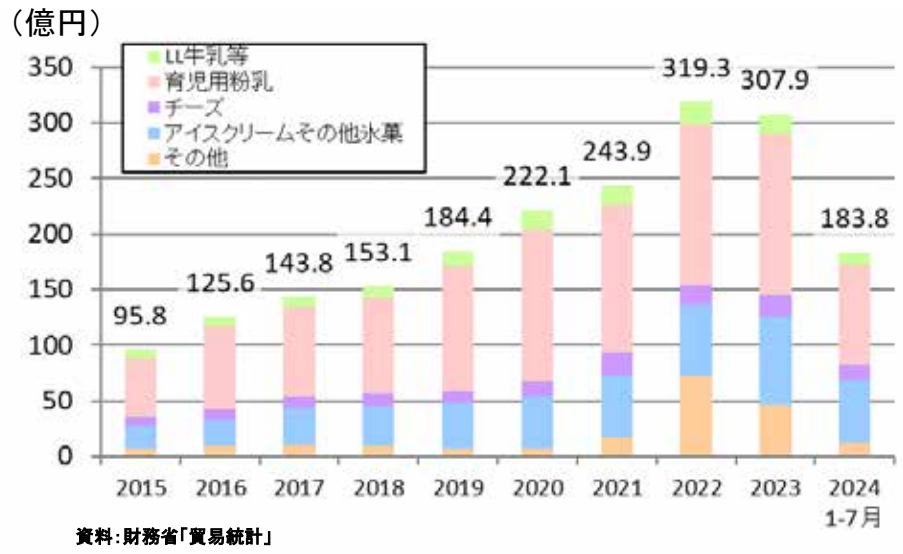
【参考】これまでの取組

- ・ 畜産クラスター事業による**規模拡大等による所得向上に対する支援**。(畜舎整備、乳用牛の増頭、搾乳ロボットの導入等に対する支援)
- ・ 酪農経営支援総合対策支援事業による**中小酪農経営の生産基盤維持強化に対する支援**。(つなぎ牛舎の改良等、飼養環境の改善に対する支援)
- ・ 家畜能力等向上強化推進事業による**家畜改良に対する支援**。(泌乳量等、生産性向上に資する家畜改良に対する支援)

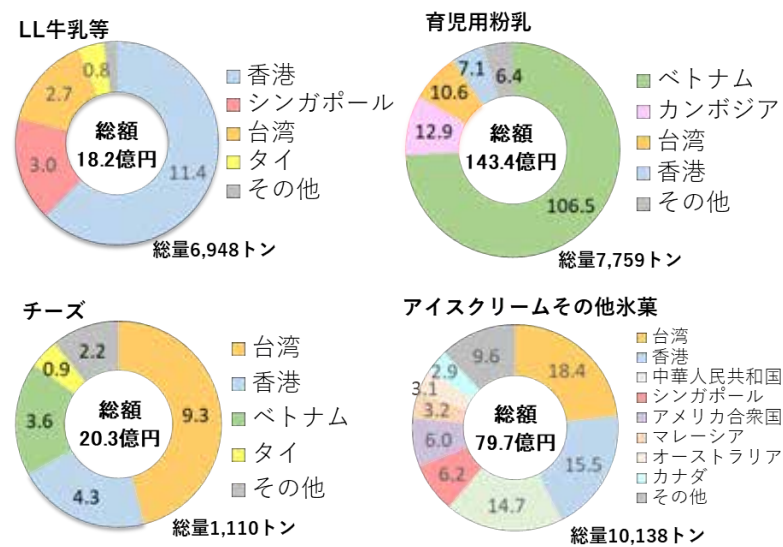
生乳の生産・需給関係②(輸出)

○ 牛乳・乳製品については、アジアを中心とした旺盛な需要を取り込むことが重要であり、**輸出額は着実に増加**してきている。

牛乳乳製品の輸出額の推移



主要品目の国・地域別輸出実績(2023年)



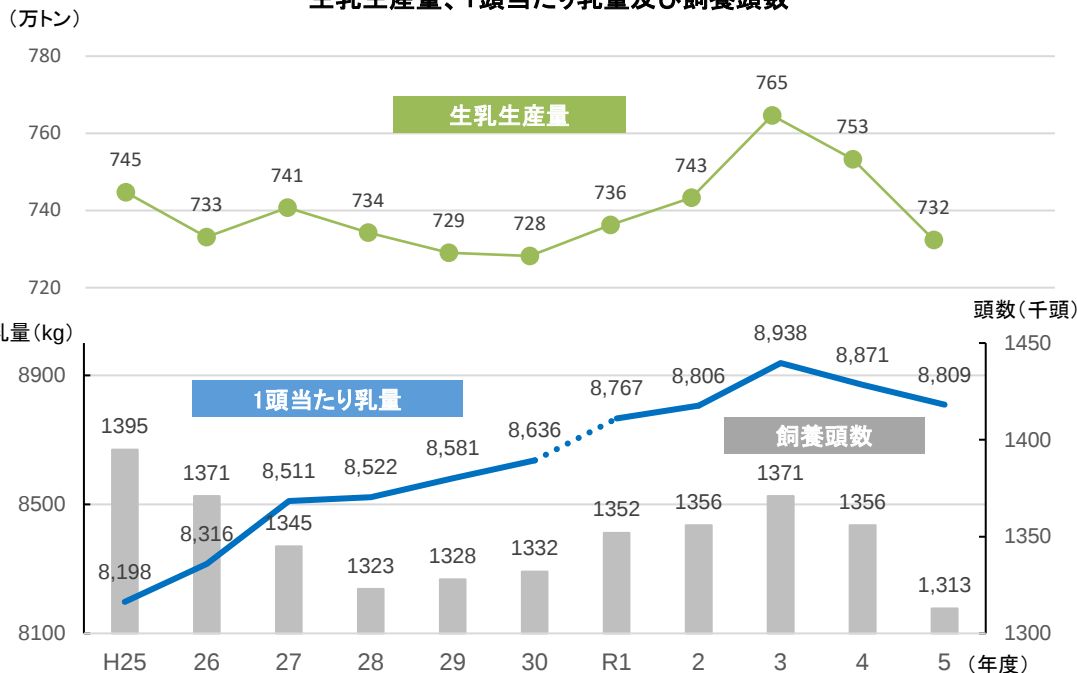
【参考】これまでの取組

- 畜産物輸出コンソーシアム事業による**コンソーシアム等の輸出促進活動に対する支援**。(商談、輸出プロモーション活動に対する支援)。
- 産地の酪農家、乳業施設、輸出事業者が連携する**コンソーシアムの取組**のほか、令和5年には、**輸出促進法に基づく認定団体である「日本畜産物輸出促進協会」**の中の**「牛乳乳製品輸出協議会」**によるオールジャパンの体制構築を支援。

酪農経営関係①

- 飼養頭数が平成29年頃を底に増加に転じ、増加傾向が続いたことに加え、乳用牛の改良による**個体乳量の増加**が進んだことが**生乳生産量の増加**を支えてきた。令和4年以降は、需給ギャップがある中で、生産コストの上昇を価格に反映するために生産抑制に取り組んだこと等により、飼養頭数が減少した。
- **1戸当たりの経産牛飼養頭数は10年前の1.4倍**、戸数は概ね4割減。

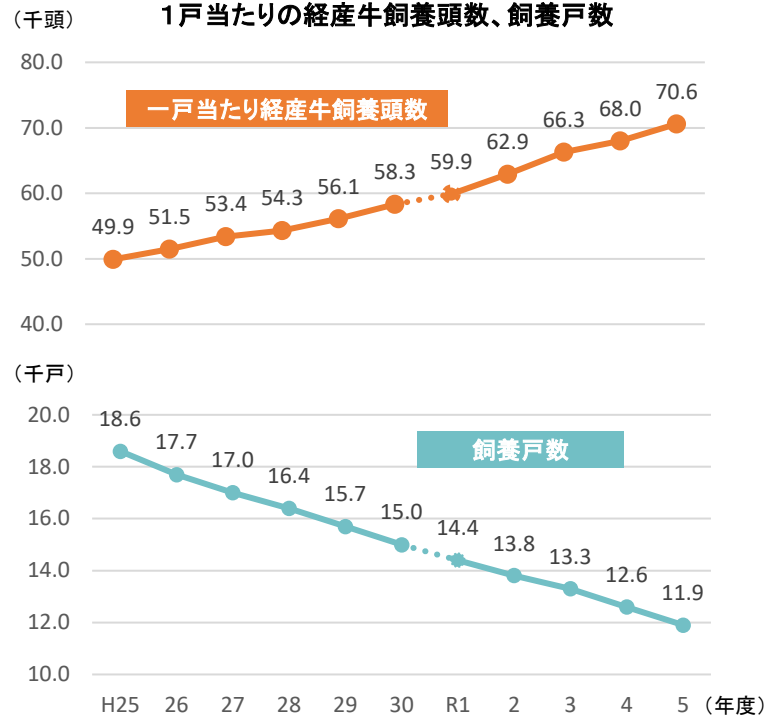
生乳生産量、1頭当たり乳量及び飼養頭数



資料：牛乳乳製品統計、畜産統計（各年度の2月1日現在）

※ 1頭当たり乳量、飼養頭数のデータについては、H30年度とR元年度の間で標本が変わった為、不連続。

1戸当たりの経産牛飼養頭数、飼養戸数



資料：畜産統計（各年度の2月1日現在）

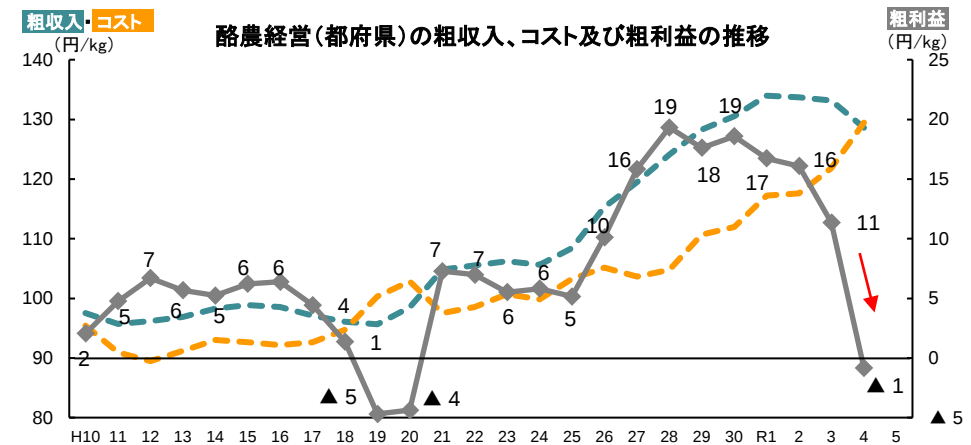
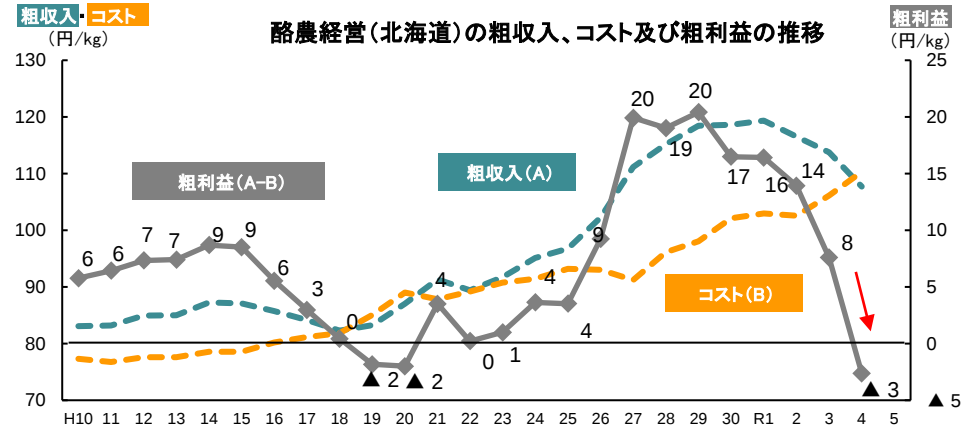
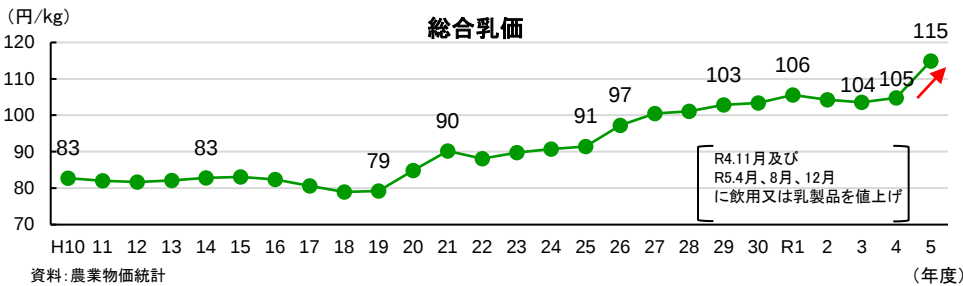
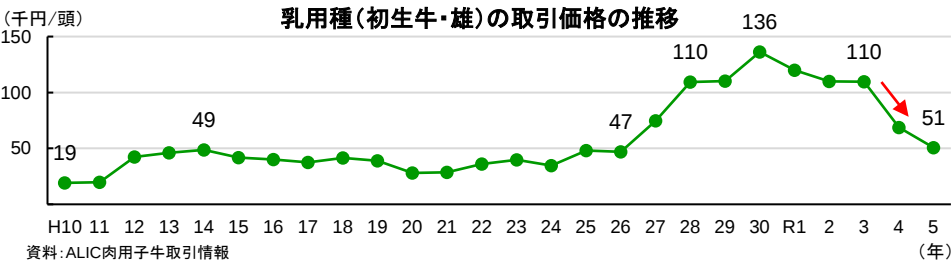
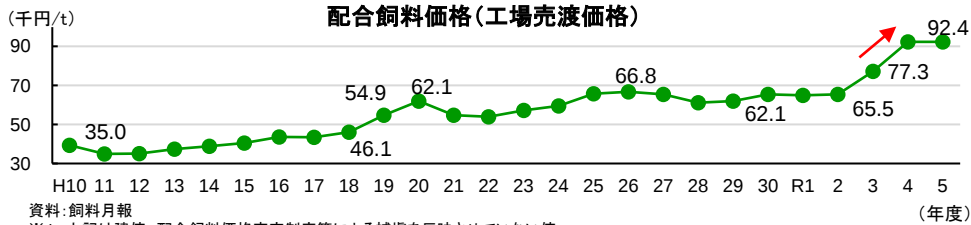
※ 1戸当たり経産牛飼養頭数、飼養戸数のデータについては、H30年度とR元年度の間で標本が変わった為、不連続。

【参考】これまでの取組

- ・ **生乳生産量の増加を図る各種対策に加えて**、加工原料乳生産者補給金制度及び加工原料乳生産者経営安定対策事業による**酪農経営安定対策を実施**。

酪農経営関係②

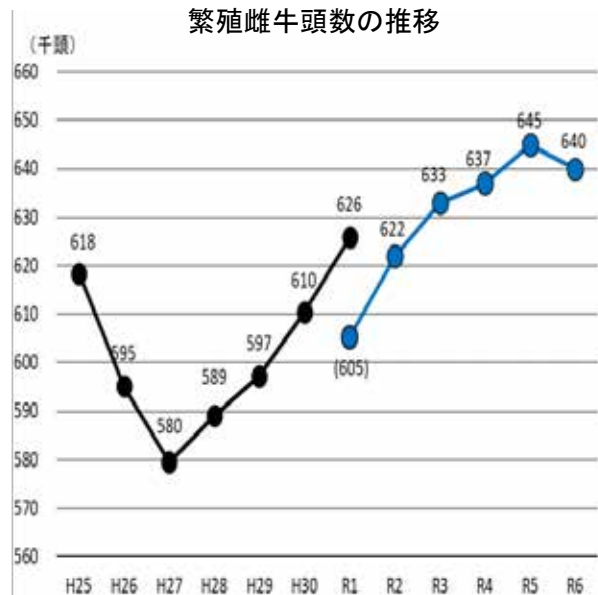
- 令和4年度に飼料費をはじめとするコストが急増するとともに、副産物収入が急減。
- 令和4年では収支差が大きく悪化したが、乳価の引き上げが令和4年11月以降、令和5年4月、8月及び12月と続いている。なお、収支の推移を振り返ると、10年余りの間隔での浮き沈みがみられる。



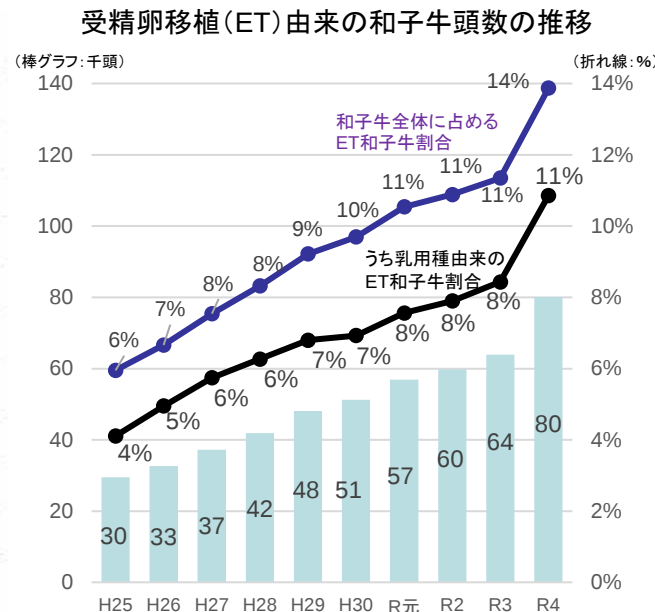
資料: 生産費統計を基に牛乳乳製品課推計(H10,R1～5は年、H11～30は年度)
粗収入(A)＝主産物価額及び副産物価額の合計。主産物価額には加工原料乳生産者補給金を含むが、配合飼料価格安定制度の補填費は含まれていない。
コスト(B)＝もと畜費、飼料費、家族労働費その他物財費及び雇用労働費、支払子並びに支払地代の合計。自己資本利子及び自作地代は含めていない。

牛肉の生産・需給関係①(生産、国内消費)

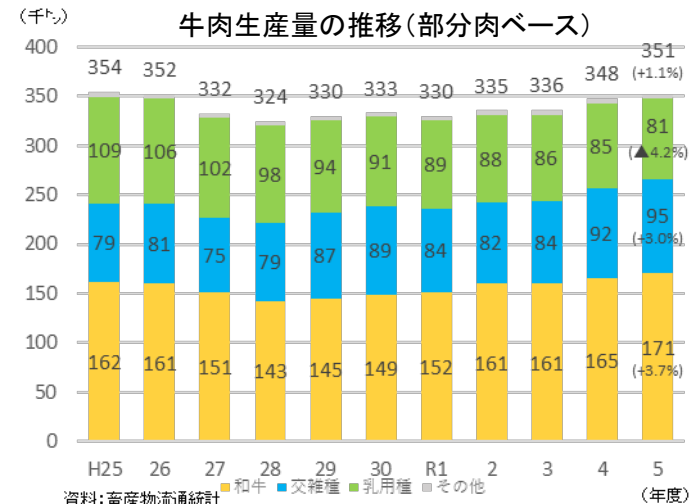
- 繁殖経営の増頭により、**和牛繁殖雌牛は増加傾向**で推移し、酪農経営での**受精卵移植の利用拡大**等にも伴い国産牛肉の**生産量は和牛肉を中心に増加**。
- 一方、消費面では、新型コロナウイルス感染症や物価高等の影響を受け、**牛肉の消費量は令和2年度以降減少傾向**であり、令和5年度も前年度を下回って推移。なお、**国産牛肉は生産量の増加に伴い消費量(推定出回り量)が増加**。



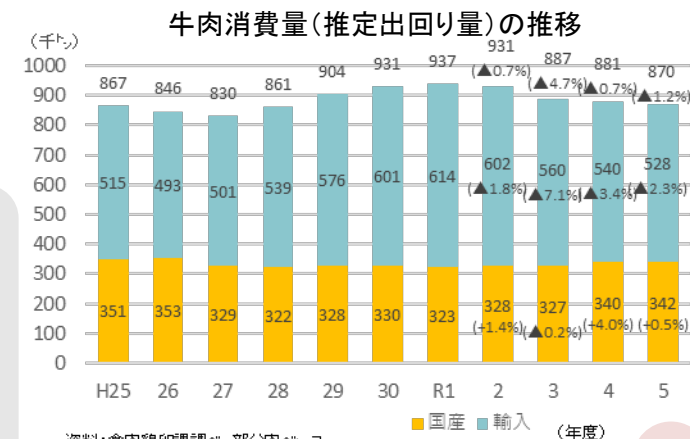
資料:畜産統計(各年2月1日時点)
※R2年より統計手法が変更された(R元年は変更後の統計手法による頭数の参考値として併記)



資料:畜産振興課調べ



資料:畜産物流通統計
※()内は前年同期比



資料:食肉鶏卵調査、部分肉ベース
消費量(推定出回り量)=生産量+輸入量-輸出货量-在庫の増加量
※()内は前年同期比

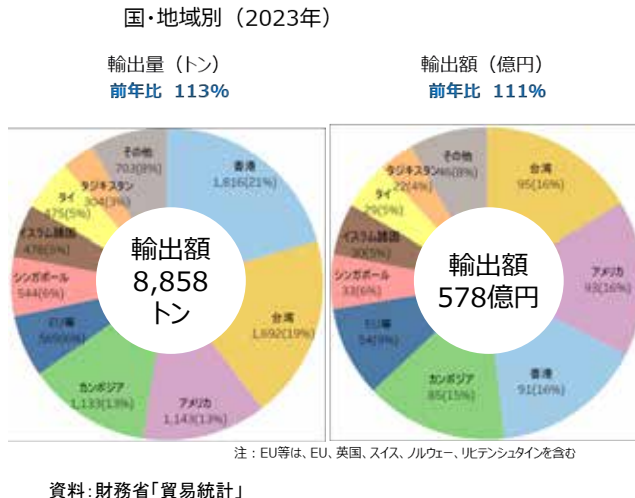
【参考】これまでの取組

- ・ 畜産クラスター事業による**規模拡大に対する支援**(畜舎整備、機械導入等に対する支援)
- ・ 増頭奨励事業による**優良な和牛繁殖雌牛の増頭に対する支援**(増頭実績に応じた奨励金を交付)
- ・ 和牛受精卵事業による**酪農経営における和牛受精卵の利用に対する支援**
- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業による**家畜改良に対する支援**(日齢増体量等、生産性向上に資する家畜改良に対する支援)

牛肉の生産・需給関係②(輸出)

- **牛肉輸出**は、輸出先国や地域の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備、施設認定の迅速化の推進等により**着実に増加している**が、**中国向けは輸出再開に至っていない**。
- 令和5年には、**輸出促進法に基づき認定された「日本畜産物輸出促進協会」によるオールジャパンの体制を構築、食肉処理施設を中心に生産者、輸出事業者が形成したコンソーシアム**による新たな商流構築の取組等により、**輸出額は増加傾向で推移**。
- 輸出に当たり、**輸出先国や地域の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定**が必要なところ、**施設整備の支援、施設認定の迅速化の推進等により着実に認定施設数が増加**。
- 2024年(令和6年)7月時点の認定施設数は、**米国・EU・香港等向けが16施設、台湾・シンガポール等向けが29施設と、2025年(令和7年)目標は未達**。

牛肉の輸出量及び輸出額



輸出先国別の認定施設数

	米国	EU	香港	台湾	シンガポール
認定施設数	16 (14)	12 (7)	14 (13)	28 (23)	20 (16)

	UAE	カタール	バーレーン	インドネシア	マレーシア	サウジアラビア
認定施設数	5 (4)	8※ (5)	6※ (5)	2※ (2)	2 (2)	3 (0)

括弧内は2020年(令和2年)3月末時点
※災害で稼働停止中の1施設を含む。

(参考)農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に掲げた目標

牛肉の輸出額

2025年(令和7年) 1600億円
2030年(令和12年) 3600億円

輸出施設整備

2025年(令和7年)
米国・EU・香港等向け:25施設
台湾・シンガポール等向け:40施設

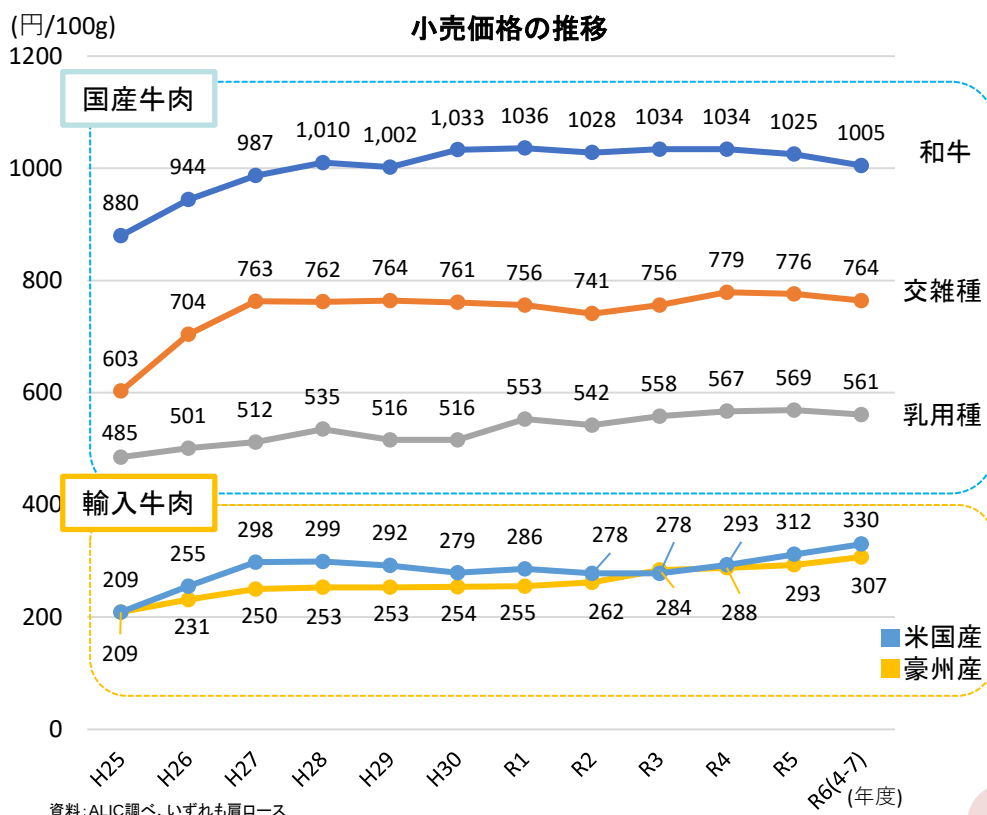
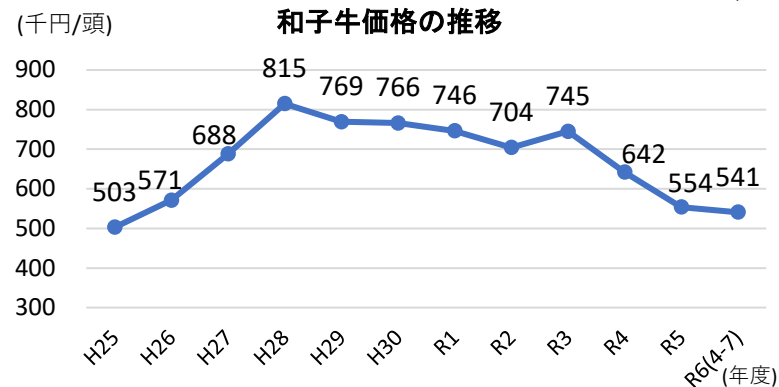
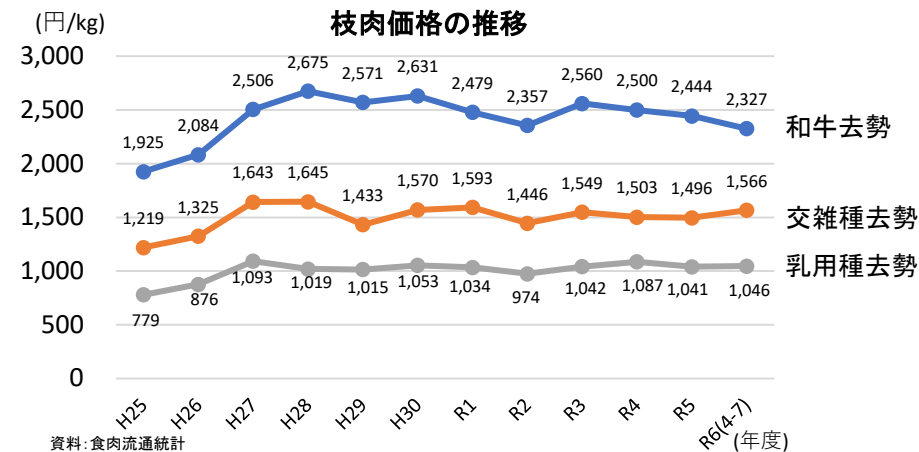
注:施設で複数の国・地域の認定を受けているものを含む。

【参考】これまでの取組

- ・ 畜産物輸出コンソーシアム事業による**コンソーシアムや団体の輸出促進活動に対する支援**(商談、輸出プロモーション活動に対する支援)
- ・ 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業による**輸出対応型の食肉処理施設の整備・機械導入等に対する支援**

牛肉の生産・需給関係②(価格)

- 消費者の購買力が低下し、**国産牛の枝肉価格は弱含み**で推移。
- 繁殖雌牛の増頭や酪農経営での受精卵移植の活用拡大等により**肉用子牛の生産頭数が増加**する一方、枝肉価格の低下や肥育コストの増加により肥育農家の子牛購買意欲が低下しており、その結果、**肉用子牛価格も大きく下落**。
- 小売価格については、直近では**国産牛肉価格は概ね横ばい**。輸入牛肉は現地価格の上昇や円安の進展を反映し上昇しているが、**国産との開きは大きい**状況。
- **政策による増頭支援(増頭奨励や和牛受精卵移植への支援)は一時停止し、若い繁殖雌牛への更新を支援し、成長が良く肉質に優れた肉用子牛の生産を推進。**



肉用牛経営関係

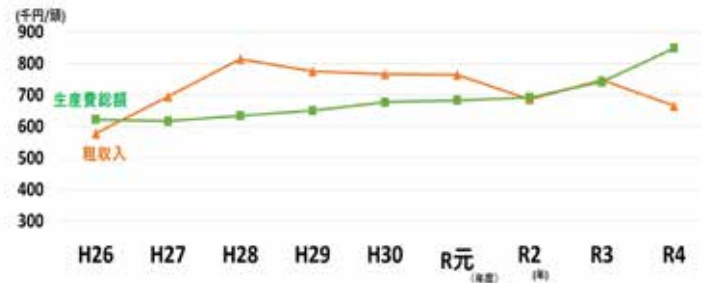
- 肉用牛経営戸数は高齢化等を背景に減少しているが、飼料価格高騰等を背景とした経営環境の悪化により、令和6年は例年以上に減少。
- 一方、飼養頭数は繁殖雌牛、肥育牛ともに減少したものの、繁殖雌牛の規模拡大は進展。
- 繁殖経営では、令和4年度に飼料費(生産費の約4割)をはじめとするコストが急増。肥育経営では、令和4年度に生産費の約6割であるもと畜費は減少したものの、飼料費(生産費の約3割)をはじめとするコストが急増。

肉用牛の飼養戸数及び頭数

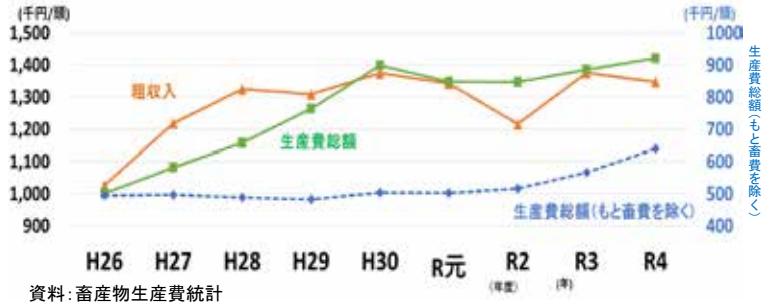
年度	R2	R3	R4	R5	R6
肉用牛飼養戸数(千戸)	43.9 (▲3.7)	42.1 (▲4.1)	40.4 (▲4.0)	38.6 (▲4.5)	36.5 (▲5.4)
肉用牛飼養頭数(千頭)	2,555	2,605	2,614	2,687	2,672
繁殖雌牛飼養戸数(千戸)	38.6	36.9	35.5	33.8	31.8
繁殖雌牛頭数(千頭)	622	633	637	645	640
1戸当たり頭数(頭)	16.1	17.1	17.9	19.1	20.1
肥育牛飼養戸数(千戸)	10.0	9.7	9.5	9.5	9.6
肥育牛頭数(千頭)	1,548	1,575	1,601	1,635	1,617
1戸当たり頭数(頭)	155.1	161.7	168.8	171.7	168.7

資料: 畜産統計(各年2月1日時点)
※繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

繁殖雌牛1頭当たりのコスト



肥育牛1頭当たりのコスト



【参考】これまでの取組

- ・ 飼料給与量の削減、牛舎回転率の上昇等の効果が期待できる**肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化の取組に対する支援**
- ・ **繁殖経営の増頭・増産を図る各種対策に加えて**、肉用子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)等による**肉用牛繁殖・肥育経営安定対策を実施**。

国産飼料の生産・利用関係

- 輸入飼料価格が高止まりする中、持続的な畜産物生産を実現し、畜産経営の安定を図るためには、**輸入飼料への過度な依存から脱却し、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営に転換**することが重要。
- 一方、近年の**飼料自給率**は、飼料の需要量や生産量に変化はあるものの、**横ばいで推移**。
- 飼料の生産・利用拡大のためには、①**利便性の高い飼料作付地**や**労働力の確保**、②**単収等の生産性の向上**、③**国産飼料の流通体制の確立等の課題を解決していくことが重要**である。
- このため、①耕種農家が生産した飼料を畜産農家が利用する**耕畜連携**や、②**飼料生産組織の運営強化**、③単位面積当たり栄養量の多い**青刈りとうもろこし等の生産拡大**、④草地の改良・整備等による**単収向上**、⑤**国産飼料への品質表示と広域流通**などを推進。
- **令和6年度中に市町村が策定する「地域計画」**に、耕畜連携や飼料生産の外部化、輪作による合理的な農地利用、放牧など、地域に適した**飼料生産を位置付けるよう促し、飼料産地づくりを推進**。

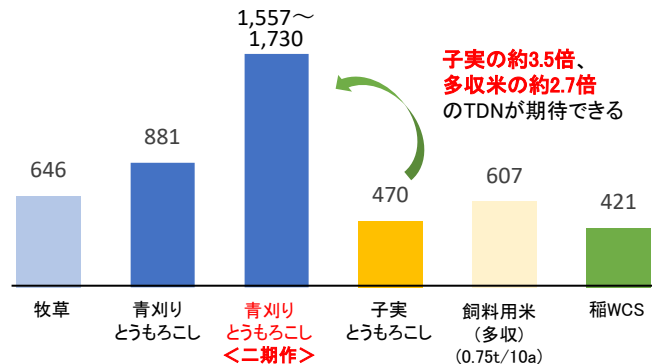
※「地域計画」：農業経営基盤強化促進法に基づき、目指すべき地域の農地利用の姿等を明確化する地域農業の設計図。

飼料自給率と飼料作物の面積、生産量

		H25	H30	R元	R2	R3	R4	R5
飼料自給率	全 体	26%	25%	25%	25%	26%	26%	27%
飼料作物	面 積 (万 h a)	89	89	89	88	89	88	88
	青刈りとうもろこし	9.3	9.5	9.5	9.5	9.6	9.6	9.7
	生産量 (万 T D N t)	335	332	340	332	332	344	336

資料：飼料課推計

飼料作物の単収比較(10a当たりのTDN*_口)



資料：農林水産省「作物統計」、中央畜産会「日本標準飼料成分表」等から推計

【参考】これまでの取組

- ・畜産生産力・生産体制強化対策事業などによる**飼料生産組織の運営強化**(飼料生産組織における機械やICT機器の導入等)、**草地改良**(土壌改良資材の投入や耕起、優良品種の導入等)、**放牧や未利用資源の活用の推進**(放牧管理における省力化機器等の導入、エコフィードの安定的な生産利用体制の構築に向けた支援等)等に対する支援
- ・草地関連基盤整備(公共)による**効率的な飼料生産**に対する支援

配合飼料製造関係

- 配合飼料工場数は、平成5年度の169工場から、令和4年度には102工場までに減少（うち、操業から50年を超えるものは37工場で全体の約4割）。また、生産量上位5地域^注のシェアは約5割から7割に上昇。近年は工場数の減少と生産集約の動きは鈍化。（注：鹿児島、茨城、北海道、岡山及び青森）
- 平成29年度以降、**5件の配合飼料工場の事業再編でALIC事業を活用**。事業再編を推進するため、引き続き、農業競争力強化支援法やALIC事業により促進。一方、厳しい経営状況のもとで事業再編等の投資は難しいという意見もある。
- 令和元年度以降、製造される配合飼料の種類は、**約10,000以上（1工場当たり平均100以上）で推移**。（飼料メーカーが配合割合を設計する飼料の他、生産者が個別に配合原料・割合を指定して製造委託する飼料も含まれる。）**生産者団体が、商品数を抑えて配合飼料を共同購入することにより、購入価格を引き下げている事例もある**。
- 「物流2024年問題」による輸送能力の低下に加えて、飼料タンクへの補充等の高所作業や突発的な発注といった飼料輸送特有の負担が存在。このため、飼料流通の効率化・標準化に資する実証等の取組を支援。
- 地域によっては、複数の飼料メーカーの製品を共同配送することにより、輸送単位を大きくし、効率的な輸送を図っている事例もある。

配合飼料製造工場数及び生産量上位5地域のシェアの推移

年度	H5	H12	H17	H27	R元	R2	R3	R4
工場数	169	145	129	115	106	106	105	102
5地域のシェア	54%	60%	62%	66%	67%	69%	69%	69%

資料：公益社団法人配合飼料供給安定機構「配合飼料産業調査」等
注：上位5地域は鹿児島、茨城、北海道、岡山及び青森（令和4年度）

【参考】これまでの取組

- ・ 農業競争力強化支援法に基づき認定を受けた事業再編計画により実施する**配合飼料工場の再編・合理化**に対し畜産経営安定化飼料緊急支援事業（ALIC事業）により支援
- ・ 飼料輸送の効率化・標準化に資する実証等の取組に対し飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち飼料流通合理化対策により支援

【飼料流通特有の課題】トラックドライバーにかかる負担

危険作業を伴う附帯作業の発生

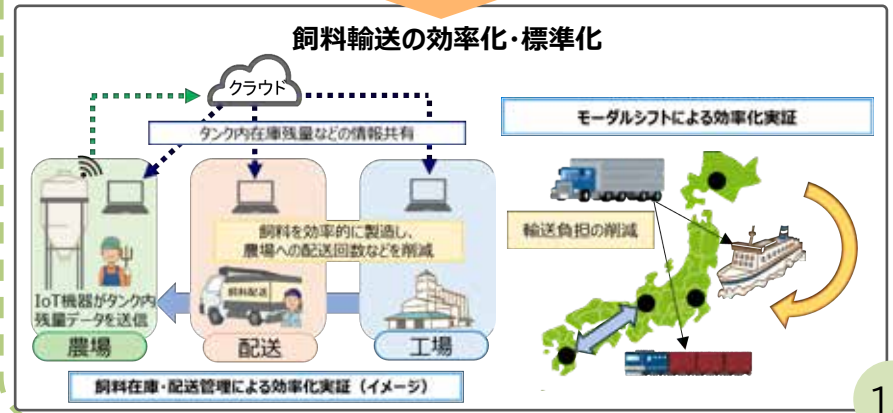
飼料タンクに上る高所作業、代用乳や単味飼料等の紙袋（20kg）の人力積み下ろし、添加剤等の混入作業、農家ごとの車両消毒

配送計画を無視した発注への対応

飼料タンクの残量確認不足による直前の発注、発注忘れなどの手続きの不手際

長配送時間、長距離配送への対応

配合飼料工場の太平洋側への集約化で輸送距離が長距離化、特殊車両での輸送が多く人手不足、荷積み時の待機時間の発生



配合飼料価格安定制度関係

- 今般の配合飼料価格高騰に伴い、令和2年度第4四半期から令和5年度第3四半期まで配合飼料価格安定制度による**補填が発動**。総額5,700億円を超える補填金を生産者に対して交付し、畜産経営の激変緩和の機能を果たしてきた。
- 一方、**価格高騰が急激かつ長期間にわたり、民間負担分の補填財源が払底**したため、**市中銀行等から総額約1,200億円を超える借入れ**等を行い、補填財源を確保。この**借入金等は令和13年度までの10年にわたって返済予定**。
- このように、本制度は**巨額の財源負担を要する場合がある仕組み**であり、その**持続可能性に懸念**。

令和2年度第4四半期以降における本制度等による補填総額と民間・国別の負担額

(令和6年2月時点)

補填の種類	民間負担額	国費負担額	計
通常・異常補填	3,139億円	993億円	4,132億円
緊急補填	441億円	294億円	734億円
特別対策	-	854億円	854億円
計	3,580億円	2,141億円	5,721億円

基金の借入額等と返済期間

(令和6年2月時点)

	通常補填	異常補填	緊急補填	総額
借入額等	428億円	674億円	141億円	1,242億円
返済期間	5年間 (R5～R10年度)	10年間 (R4～R13年度)	5年間 (R6～R11年度)	-

今後の配合飼料価格安定制度のあり方に対する主な意見

【生産者・生産者団体】

- より補填が出るような仕組みとなる制度にしてほしい。
- 廃業する生産者の分まで、継続する者が借入金を返済していくことになり、今後の経営に大きな負の影響。

【飼料メーカー】

- 財源が枯渇した時に借金をしてまで補填するのではなく、財源の範囲内で補填するような仕組みにしてほしい。
- 持続可能な制度となるような抜本的な改革に向けて、まずは意見交換会という形で早急に検討してほしい。

⇒ 「配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会」を開催し、より持続可能な制度となるよう検討中

【参考】これまでの取組

- ・ 本制度の異常補填基金への累次の積増しや飼料価格の**高止まり時でも補填が出やすくなる仕組み(新たな特例)**を令和5年度第1四半期から創設するとともに、**制度とは別に全額国費で補填する特別対策を2四半期にわたって実施**。
- ・ これらの対策のため、補正予算に加え、**1年間で3度の予備費を使用する異例の対応**により、**国費で総額2,000億円を超える予算を措置**。

- 新規参入者数は、比較的初期投資額の低い肉用牛経営で多く、**新規雇用就農者数は**、法人化の進む**養豚経営や肉用牛経営**で多い。
- **今後20年間で**、現在の基幹的農業従事者数の大半を占める60歳以上の年齢層がリタイアした場合、**従事者数は酪農で約 1/2、肉用牛全体で約 1/4にまで減少する見込み。**

新規参入者数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
酪 農	29	28	37	38	22
肉 用 牛	51	54	61	69	84
養 豚	0	1	6	7	9

資料：農林水産省畜産局「畜産への新規就農及び経営離脱に関する調査」
※「新規参入者」：畜舎、農地等を調達し、新たに畜産経営を開始した者

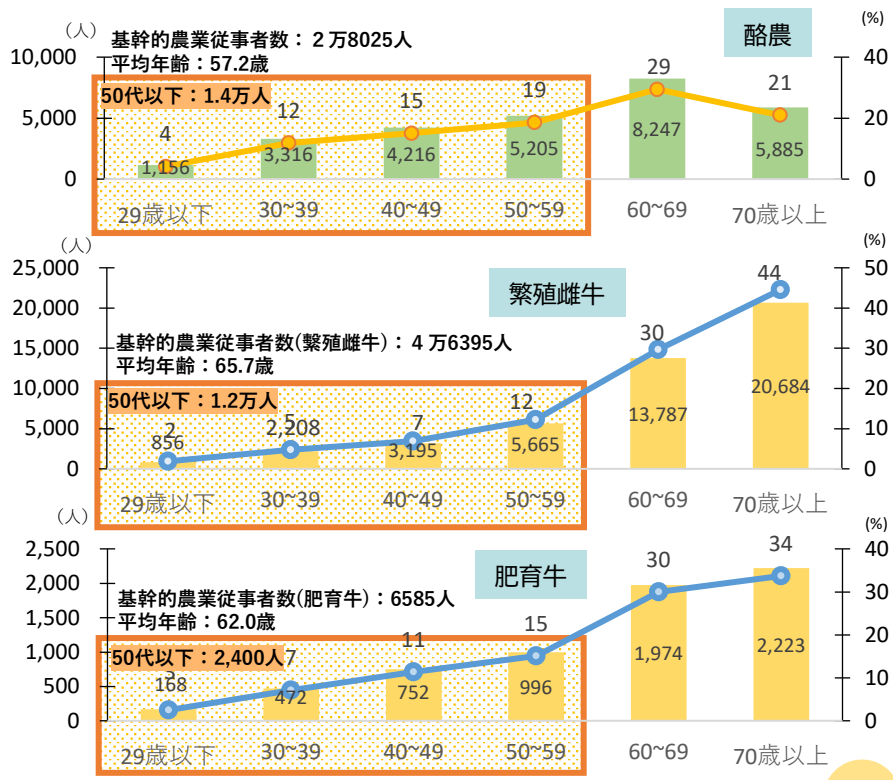
新規雇用者数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
酪 農	380	760	810	490	380
肉 用 牛	620	660	720	960	800
養 豚	640	690	750	930	1,040

資料：農林水産省大臣官房統計部「新規就農者調査」、「2015年農林業センサス」及び「2020年農林業センサス」(組替集計)
※ 販売金額1位の部門別を集計
※ 1の位を四捨五入して10人単位で記載
※「新規雇用就農者」：新たに法人等に常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することとなった者

【参考】これまでの取組
【後継者に対する施策】
・ 酪農経営支援総合対策事業や畜産クラスター事業等による**経営継承や新規就農促進に対する支援**(就業前後の研修実施、経営資源継承に必要な施設整備等に対する支援)

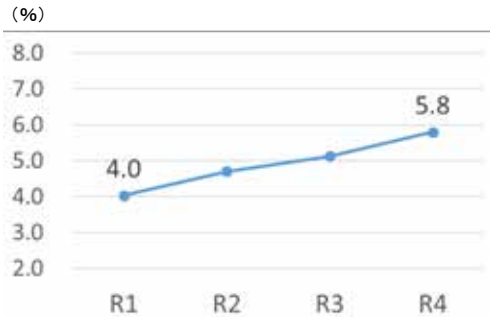
酪農・肉用牛における基幹的農業従事者の年齢構成(令和2年)



労働力不足対応(省力化、外部支援組織活用等)関係

- 〇 搾乳ロボットや発情発見装置、分娩監視装置等の**省力化機器を導入している酪農・畜産経営戸数は増加している**。
- 〇 **1頭当たり年間平均労働時間**は酪農では減少傾向にあるが、肉用牛、養豚では増加傾向。1人当たり年間平均労働時間は酪農、肉用牛、養豚ともに増加。
- 〇 深刻化する人手不足に対応するため、**外国人材の活用も進展**。

酪農家に占める搾乳ロボット導入農家の割合



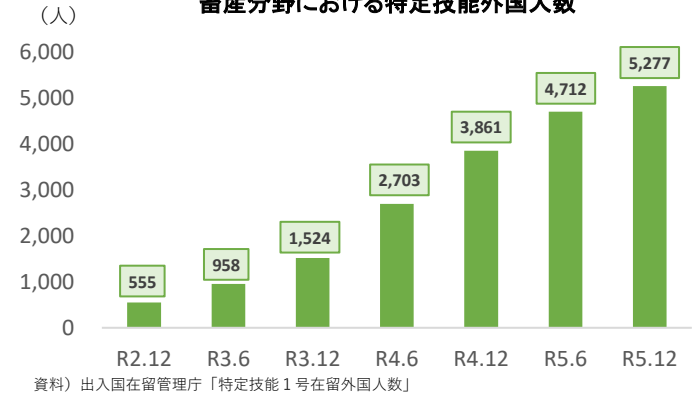
資料:畜産振興課聞き取り

年間平均労働時間(令和4年)

	搾乳牛	子牛	肥育牛	肥育豚
1頭当たり	95.1 (101.5)	134.3 (126.5)	53.3 (49.7)	3.05 (2.91)
1人当たり	2,487 (2,289)	954 (805)	1,818 (1,790)	1,973 (1,939)

資料:「畜産物生産費統計」
※()内はH30年の数値

畜産分野における特定技能外国人数



資料) 出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数」

外部支援組織の活用・機能強化の状況

- ・ 1戸当たり年間酪農ヘルパー利用日数: 23.1日(H30)→24.0日(R4)
- ・ 全国のキャトルステーション・キャトルブリーディングステーション数: 68(H30)→114(R4)
- ・ 全国のコントラクター等組織数: 826(H30)→852(R5)
- ・ 全国のTMRセンター数: 143(H30)→164(R5)

【参考】これまでの取組

【就農者に対する施策】

- ・ 畜産経営体生産性向上対策事業による**省力化に対する支援**(搾乳ロボットの導入、発情発見装置、分娩監視装置等の導入に対する支援)
- ・ 酪農経営支援総合対策事業や畜産クラスター事業等による**外部支援組織の機能強化に対する支援**(酪農ヘルパーの人材確保及び待遇改善、CBS、コントラクター、TMRセンターへの機械導入等に対する支援)

【新たな人材に対する施策】

- ・ **特定技能制度**の活用の相談受付(出入国在留管理庁との連携)

飼養管理関係①(家畜防疫)

- 口蹄疫等の海外悪性伝染病はアジア諸国に広く浸潤しており、依然として我が国に侵入するリスクは極めて高い。我が国は、水際対策を強化して侵入防止に取り組んでいるが、海外との物流や人の交流はますます活発化している。
- 農場においては、伝染性疾患の発生予防・まん延防止のための適切な飼養衛生管理が重要であるが、家畜伝染病の発生農場では飼養衛生管理基準の遵守が不十分な事例等が散見されている。また、農場では、慢性疾病等による事故率の増加や家畜の損耗により生産性に大きな影響を与えている。
- 豚熱は、H30年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、93例の発生を確認(R6年8月)。R5年8月の佐賀県での発生を受け、九州全域でワクチン接種を開始。
- アフリカ豚熱は我が国では未発生だが、東アジアでは我が国と台湾を除く全域で発生。昨年末以降、我が国と往来の多い韓国において野生いのししの感染が続発している。
- 高病原性鳥インフルエンザは令和2年度以降、4シーズン連続で発生。令和4年シーズンは過去最大の84事例、1,771万羽の殺処分となった。

主要な家畜伝染病の発生状況^{注1 注3}の推移 (単位：戸数)

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
口蹄疫	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症（牛）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核（牛）	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病（牛）	235	331	211	293	326	327	315	374	321	380	399	446	519	471	138
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	15	9	4	1
高病原性鳥インフルエンザ ^{注2}	24	0	0	0	1	0	12	1	0	0	52	25	84	11	0
低病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患者届出戸数（ただし、口蹄疫は疑似患者を含む）。
注2：高病原性鳥インフルエンザのデータのみシーズンごと（秋の発生から翌年の終息までを1区切り）に発生状況を記載。（R6年4月末時点）。
注3：高病原性鳥インフルエンザ以外のデータはR6年4月末までの集計結果。

【参考】これまでの取組

- ・ 改正家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫官の権限強化に加え、動物検疫体制の強化、国際郵便物対策、日本への旅行者に対する畜産物持ち込み禁止の情報発信や国際線の機内アナウンス等の広報活動等による国内侵入防止対策の徹底
- ・ 飼養衛生管理基準等に基づく、農場における飼養衛生管理の向上のための取組等への支援 等

飼養管理関係②(アニマルウェルフェア)

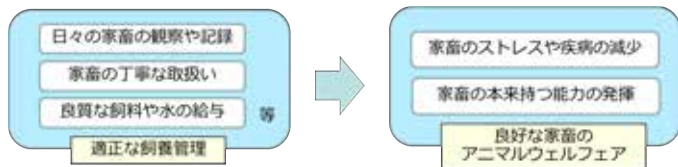
- アニマルウェルフェア(AW)の推進に国が主体的に取り組むことを示すため、**国際基準であるWOAH(※)コードに沿った国の指針**(畜産局長通知)を、令和5年7月26日に**新たに発出**。
- 指針発出直後から、全国説明会、地方ブロック別説明会、畜種別説明会等を集中的に実施し、都道府県や生産者団体、消費者団体等を対象に、指針の内容について説明(令和6年8月末時点で92回実施)。
- 今年度より実施する指針の取組状況に係る調査結果を踏まえつつ、指針の事項ごとに適正な達成目標年の設定や補助事業のクロスコンプライアンスの対象とすることを検討し、生産現場における本指針の普及・定着を図っていくこととしている。

(※) WOAH: 国際獣疫事務局

家畜のアニマルウェルフェアとは

WOAHのアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

- 「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義するとともに、
- 「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指標とされている。



「5つの自由」とは

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

アニマルウェルフェアに関する新たな国の指針の策定について

- 畜産局長通知では、国際基準であるWOAHコードにより示されるAWの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 個別の指針として、「乳用牛」、「肉用牛」、「豚」、「採卵鶏」、「ブロイラー」、「馬」、「家畜の輸送」及び「家畜の農場内における安楽死」について策定。
- 参考資料として、「Q&A」、各指針の内容の充足状況を確認できる「チェックリスト」を作成。
- 全て農林水産省HPにおいて公表。

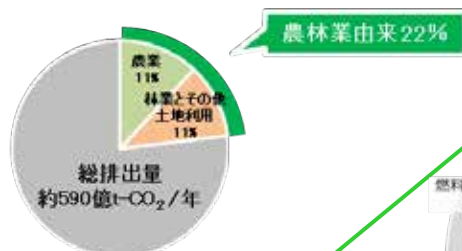
【参考】これまでの取組

- 畜産GAP拡大推進加速化事業による**AWに配慮した飼養管理の普及拡大等の取組に対する支援**(AWに配慮した飼養管理の改善の検討、科学的知見の収集等に対する支援)
- みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業による**AWに配慮した飼養管理技術の開発等に対する支援**(委託プロジェクト研究)

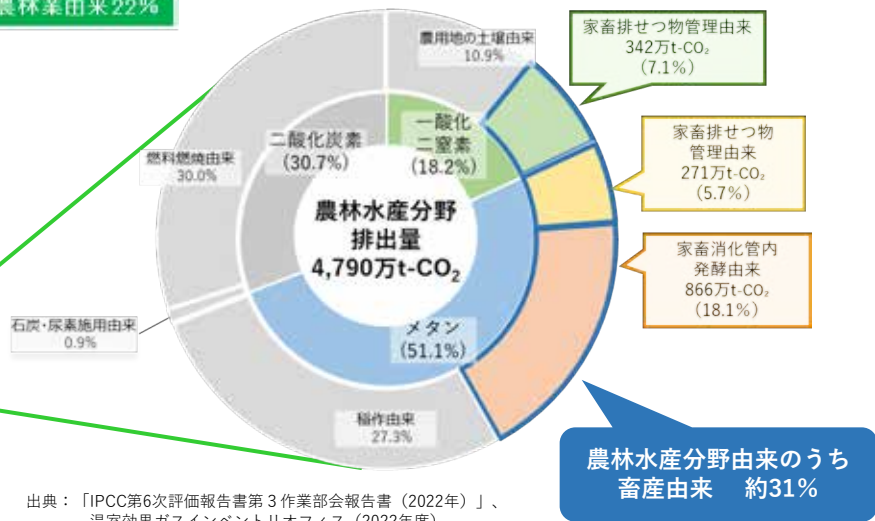
環境負荷低減への対応

- EUにおいては、**公的機関による温室効果ガス削減の認証制度が検討**されるなど、各国において環境負荷軽減に向けた取組が進展。
- 我が国においては、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、**政府全体で、2050年カーボンニュートラル、2030年度において温室効果ガス46%削減目標（2013年度比）が設定され、農林水産省においても、「みどりの食料システム戦略」及び「みどりの食料システム法」に基づき、環境負荷低減の取組を推進。**畜産業においても温室効果ガスの削減等、調達、生産、加工・流通、消費の各段階における環境負荷低減の取組を通じて、**将来にわたって持続可能な食料システムの確立に貢献することが求められている。**

世界の温室効果ガス排出量

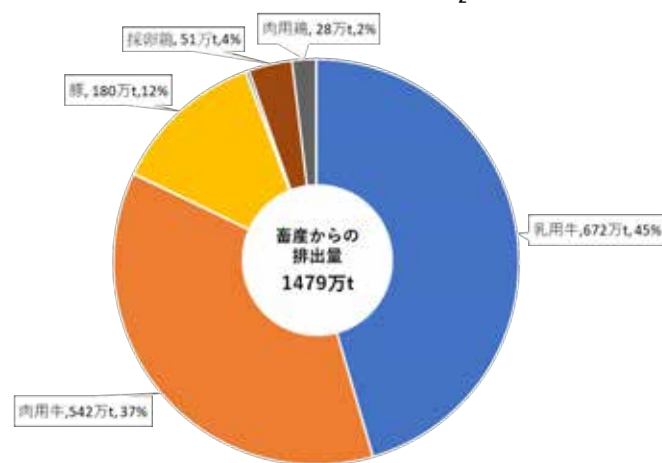


日本の温室効果ガス排出量



出典：「IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書（2022年）」、
温室効果ガスインベントリオフィス（2022年度）
* 温室効果は、CO₂に比べCH₄で28倍、N₂Oでは265倍。

畜産全体に占める各畜種の割合（CO₂換算-万t）



【参考】これまでの取組

- ・ みどりの食料システム法に基づく**計画の認定を受け、環境負荷低減に取り組む場合に税制支援等**を実施。
- ・ 温室効果ガスの排出削減量等をクレジット化して売買できる**Jクレジット制度の活用を推進**。
- ・ **環境負荷低減の取組の「見える化」**を図るため、温室効果ガス簡易算定ツールの作成と消費者等へのわかりやすい表示について検討を開始。
- ・ **環境負荷低減の取組を普及**するため、**補助事業において「みどりのチェックシート」を活用（クロスコンプライアンス）**。